

(仮称) 北広島市子どもの権利条例原案【解説付き】

(目 次)

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 子どもの権利(第6条—第10条)

第3章 子どもの生活の場における権利の保障(第11条—第15条)

第4章 子どもの参加の促進(第16条・第17条)

第5章 相談及び救済(第18条—第22条)

第6章 施策の推進(第23条—第25条)

第7章 子どもの権利の保障の推進(第26条)

第8章 雑則(第27条)

附則

(前 文)

全ての子どもは、生まれたときから尊ばれ、世界でただ一人のかけがえのない存在として、幸せに生きる権利を持っています。この権利は、人間が長い歴史の中で大変な努力をして手にしてきたものです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ、自信と誇りを持って生きることが大切です。これらの経験を通して、他の人の権利を大切にし、互いに尊重し合う力を身に付け、責任を持って行動できる大人へと成長していきます。

大人は、子どもを差別や暴力から守り、子どもと誠実に向き合い、子どもの思いを受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え、支えていく責任があります。

子どもは、大人とともに北広島市をつくっていくパートナーです。子どもが参加し、子どもの視点を大切にしておつくりだされたまちは、全ての人にとってやさしいまちとなります。子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに北広島市のまちづくりを担っていきます。

私たちは、北広島市が平和を願うまちであることに誇りを持っています。平和を願うまち北広島市において、子どもは、これからの社会を築いていく未来への希望であり、平和の灯をいつまでも絶やさないために、大切に育んでいかなければなりません。

私たち北広島市民は、子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指し、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、北広島市子どもの権利条例を制定します。

【解説】

この条例は、日本国憲法や子どもの基本的人権の尊重と確保を目的とした「児童の権利に関する条約」の範囲内で、北広島市としての子どもの権利を規定したものであり、新たな権利をつくりだすというものではありません。

この条例の制定により次のことが推進されると考えています。

- ◆子どもが自分の権利が尊重されるだけでなく、他人の権利も尊重することが大切であることを学び、また、そのことを通して社会における他者との関わりについて理解を深めること。
- ◆大人は、子どもが成長発達の過程で保護が必要な存在であり、基本的人権が尊重されなければならないことについて認識を深め、子どもの権利についての理解を深めること。

- ◆子どもの権利侵害を救済し、権利の回復を支援する救済機関が設置され、権利の保障が実効性のあるものとなること。

第1章 総則

【解説】

この章では、この条例全体に共通して適用される原則をまとめた内容になっています。まず、この条例の目的、重要語句の定義、子どもの権利を保障するための市や保護者などの責務を定めています。また、子どもの権利に関する広報・啓発などについて定め、「子どもの権利月間」を設けることにより、一層の普及に努めるよう定めています。

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を願い、子どもの権利の保障について必要な事項を定めることにより、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることを目的とします。

【解説】

子どもの権利の保障について必要なことを定めることによって、子どもにとって最善の利益を確保し、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めることが目的であることを述べています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通学し、若しくは通勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) 保護者 親、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校及び各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために通学し、通所し、入所し、又は利用する施設をいいます。
- (4) 施設関係者 育ち学ぶ施設の設置者、管理者、職員等をいいます。
- (5) 市民 市内に居住し、又は市内で活動する者をいいます。

【解説】

北広島市内に住んでいる子どもには、この条例が適用されます。また、北広島市に通学・通勤しているなど、北広島市と関わりがある全ての子どもにも適用されます。ただし、条例の適用範囲は、北広島市内に限られます。

子どもの範囲については条約・法律・条例などによって異なりますが、本条例では、子どもが生まれてから自己形成に至るまでの時期に着目し、かつ、同じ学びの環境において本条例の対象となる人

と対象とならない人が混在することを避けるため、18歳、19歳の高校生なども対象に加えることとしています。

市民とは、住民票を有する人のみならず、北広島市内で働く人、学ぶ人など、活動を行う人全てを指しています。

育ち学ぶ施設とは、設置者の公私を問いません。「児童福祉法に規定する施設」については児童養護施設、保育所、児童館などが該当します。「学校教育法に規定する学校」については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園などがあり、「その他の施設」とは、認可外保育施設、学童クラブ、公民館、図書館、体育館などを指します。

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、施策において、その保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの成長と養育について第一義的責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

3 施設関係者は、育ち学ぶ施設において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

4 事業者は、雇用している子どもの権利の保障に努めなければなりません。

5 市民は、子どもに関わる場や機会において、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

6 市、保護者、施設関係者、事業者及び市民は、互いに連携して子どもの権利の保障に努めなければなりません。

【解説】

子どもの権利を守るためには、子どもに関わる全ての人々がそれぞれの立場において努力するとともに、同じ目的の下に互いが協力することが何よりも大切です。この条では、子どもの権利の保障を進めるにあたり、市、保護者、施設関係者、市民及び事業者それぞれ責務があることを述べ、その具体的な内容及び方法については、第2章、第3章及び第4章において述べています。

(権利の普及等)

第4条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その普及に努めるものとします。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設及び地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう、必要な支援に努めるものとします。

3 市は、子ども自身による子どもの権利に関する学習について、必要な支援に努めるものとします。

【解説】

子どもの権利を守るためには、市民に幅広く子どもの権利を普及し、理解を深めてもらう必要があります。市民に子どもの権利条例について正しい理解を深めてもらうために、市は広報やホームページ等による広報、啓発をはじめ、普及推進の取組みを実施します。

(子どもの権利月間)

第5条 市は、子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めるため、北広島市子どもの権利月間(以下「子どもの権利月間」といいます。)を設けます。

2 子どもの権利月間は、11月とします。

3 市は、子どもの権利月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとします。

【解説】

第4条で述べた子どもの権利の普及をより一層推進するため、「北広島市子どもの権利月間」を設け、広く市民に子どもの権利についての啓発や普及を図ります。11月に設定した経緯については、1959年11月20日に「児童の権利に関する宣言」が国連総会で採択され、1989年11月20日に「児童の権利に関する条約」が、同じく国連総会で採択された日であるため、それに由来し「子どもの権利月間」を設けます。児童虐待防止推進月間も11月です。

第2章 子どもの権利

【解説】

この章で述べている子どもの権利は、基本的人権の尊重を目的とした児童の権利に関する条約に規定されている権利を基本とし、北広島市の子どもにとって、特に保障されなければならない権利を取り上げたものであり、新たな権利を定めるというものではありません。

(子どもにとって大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、子どもが成長していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

【解説】

子どもの成長のために特に大切な権利を第2章に定めていること、子どもは自分の権利を行使するときは、他人の権利も尊重しなければならないことを規定しています。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 平和と安全な環境の下で生活すること。
- (2) 自分の命がかげがえのないものとして守られ、尊重されること。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと。

【解説】

子どもが安心して生きるために保障される権利を第1号から第5号まで具体的に定めています。

(守り、守られる権利)

第8条 子どもは、自分を守り、自分が守られるために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること。
- (2) 危険から身が守られること。
- (3) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (4) プライバシーが守られること。
- (5) 誇りを傷つけられないこと。
- (6) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- (7) 自分が持っている能力を伸ばすための必要な支援を受けること。
- (8) 自分に関することを決めるとき、適切な支援を受けること。
- (9) 障がいのある子どもが、尊厳を保ち、自立の促進及び社会への積極的な参加が図られること。
- (10) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等に親しみ、学習し、又は表現することが尊重されること。

【解説】

子どもは、一人一人が違う存在であることを認められ、自分を守り、守られるために保障される権利を第1号から第10号まで具体的に定めています。

(健やかに育つ権利)

第9条 子どもは、自分を豊かにし、健やかに育つために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 学ぶことを通して人間的発達を目指すこと。
- (2) 遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむこと。
- (4) 自分の将来を決めること。
- (5) 自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること。
- (6) 安心できる居場所が確保されること。

【解説】

子どもがまわりの人に助けってもらったり、注意してもらったり、教えてもらったりする中で自分を豊かにし、健やかに育つために保障される権利を第1号から第6号まで具体的に定めています。

(参加する権利)

第10条 子どもは、自ら社会に参加するために、主に次のことが保障されなければなりません。

- (1) 自分の意見を表明し、尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 情報提供等の適切な支援を受けられること。

【解説】

子どもが安心して自らの意思や意見を表明することができ、社会に参加することができる権利が保障されることを述べています。

第3章 子どもの生活の場における権利の保障

【解説】

この章では、前章に掲げた子どもの権利を保障するために必要な基本的事項を、子どもが生活している3つの場、家庭、育ち学ぶ施設及び地域に即して規定しています。

(家庭における権利の保障)

第11条 保護者は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもの気持ちや考えを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分に話し合うことに努めなければなりません。

【解説】

家庭における子どもの権利保障について、保護者の役割を述べています。

第3条第2項で触れたとおり、保護者はその養育する子どもの権利保障に努める第一義的責任者であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は非常に大きなものがあります。保護者はそのことを十分に認識し、子どもの最善の利益を念頭に子どもを養育しなければなりません。

(育ち学ぶ施設における権利の保障)

第12条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの豊かな人間性と多様な能力を育むために重要な役割を果たすことを認識し、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考えて、子どもの年齢や発達に応じた支援や指導に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもの権利について学ぶ機会を設けるよう努めなければなりません。

【解説】

育ち学ぶ施設における子どもの権利保障について、施設関係者が担うべき役割を述べています。

子どもにとって、学校や幼稚園・保育園などの施設で過ごす時間は、家庭の次に長いものであり、施設関係者は、子どもの発達・成長に重要な役割を果たすことを認識した上で、指導・支援していくことが必要です。

(地域における権利の保障)

第13条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう必要な支援に努めるものとします。

2 市民は、地域において子どもを育てるという意識を持ち、子どもを見守り、子どもが安心して過

ごすことができるよう努めるものとします。

【解説】

第11条で述べた家庭及び第12条で述べた育ち学ぶ施設の2つを包み込む存在である地域において、市民が子どもの権利保障に対して担うべき役割を述べています。子どもにとって地域の範囲は、その成長とともに変化していくものです。また、地域が広がっていくことで、おのずと人間関係も広がりをみせていきます。市民は、子どもが健やかに成長できるような環境づくりに努める必要があります。

(地域における子どもの居場所)

第14条 市及び市民は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりに努めるものとします。

【解説】

子どもにとって「ありのままの自分でいることができる場所」、「休息したりして自分を取り戻すことができる場所」、「安心して人間関係をつくり合うことができる場所」である子どもの居場所に対する市及び市民の姿勢について述べています。

(虐待等の禁止)

第15条 何人も、子どもに対して虐待及び体罰を行ってはなりません。
2 何人も、いじめの防止に努めなければなりません。

【解説】

全ての人に児童への虐待や体罰を禁止しています。また、いじめについては、全ての人がいじめの防止に努めなければならないことを規定しています。

第4章 子どもの参加の促進

【解説】

子どもは、単に保護される受け身的な存在ではなく、社会に参加し、社会を担っていく存在でもあります。第10条において、意見表明や参加する権利について述べていますが、この章では、その権利を保障するにあたって、子どもに関わる関係者が行っていくべきことを掲げています。

(子どもの参加の促進)

第16条 市は、まちづくり及び市の施策について、子ども会議の開催等子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
2 施設関係者は、育ち学ぶ施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を

設けるよう努めるものとします。

- 3 市民は、地域活動について、子どもがその一員として意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

【解説】

市、施設関係者及び市民は、子どもが様々な場で、意見を表明し、参加できるよう努めることを規定しています。

(分かりやすい情報発信等)

第 17 条 市、施設関係者及び市民は、子どもの参加の促進を図るため、子どもに関する施策、取組等について分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

【解説】

市、施設関係者及び市民は、子どもが意見を表明し参加することが促進されるよう周知、啓発等に努めることを規定しています。

第 5 章 相談及び救済

【解説】

この章では、子どもの権利の保障を実効あるものにするため、子どもの権利を侵害したり、そのおそれがある場合に、相談でき、内容によっては救済を講じる救済機関を置くことを規定しています。

(救済委員会)

第 18 条 市は、子どもの権利の侵害に対して、迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するために、北広島市子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を置きます。

2 救済委員会は、次に掲げる事務を所掌します。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立て等について、調査及び調整を行うこと。

(3) 子どもの権利の侵害について、市長に対して、必要な措置を講ずることを求めること。

3 救済委員会は、委員 3 人で組織します。

4 救済委員会の委員(以下「救済委員」といいます。)は、人格が高潔で、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が委嘱します。

5 救済委員の任期は、3 年とします。ただし、救済委員が欠けた場合における補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 救済委員は、再任されることができます。

7 市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他明らかに救済委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、その職を解くことができます。

- 8 救済委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。
- 9 前各項に定めるもののほか、救済委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

子どもの権利侵害について、いつでも相談でき、救済すべく活動することができる、第三者性を有した市長の附属機関を設置することを規定しています。

第2項において、救済委員会の役割を規定しています。相談を受け、侵害された子どもの権利回復のために助言や支援をし、申立てを受け調査、調整を行い、それでも改善が図られない場合は、第19条に規定する勧告等や是正要請の措置を市長に求めることとなります。

《救済委員会の活動内容》

相談：権利侵害の相談を受け、必要な助言や支援をします。

調査：個別救済について申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する救済を図るために必要な限度において、関係資料の提出や説明を求め、事実確認の調査を行います。

調整：申立てに基づき、当事者双方に対し、助言や代弁、あっせんなどを行い、解決方法を一緒に考えます。

調査、調整の対象外：

- ①判決、裁決等により確定した事案又は係争中、審議中の事案
- ②議会に請願又は陳情している事案
- ③調査及び調整の同意が得られない事案
- ④上記のほか、調査することが明らかに適当ではないと認められる事案

第3項以下は、救済委員の定数、任期、責務等について規定しています。

救済委員は、子どもの救済や回復に向けてより柔軟・迅速に対応できるよう、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者などが候補として考えられます。

(市長が行う措置)

第19条 市長は、救済委員会から前条第2項第3号の規定による求めがあったときは、関係する市の機関に対し、勧告、指示又は命令(以下「勧告等」といいます。)を、市の機関以外に対し、是正要請を行うことができます。

2 市長は、勧告等を受けた市の機関に対し、是正等の措置の報告を求めることができます。

3 市長は、必要に応じ、勧告等及び是正等の措置の報告について、その内容を公表することができます。

【解説】

市長が行う勧告等は市の機関に対して、是正要請は市以外の機関や個人に行うものです。

また、市長は、市の機関に対し、勧告等を受けてとられた改善等の措置の報告を求めることができるほか、勧告等の内容及び改善等の措置の報告の内容を公表することができます。

勧告：市長が、救済委員会からの求めに応じて、市の機関（市長部局以外の教育委員会等）に対し、改善の措置を講ずるよう勧告することです。

指示又は命令：市長が、救済委員会からの求めに応じて、市の機関（市長部局）に対し、改善の措置を講ずるよう指示又は命令することです。

是正要請：市長が、救済委員会からの求めに応じて、道立学校や民間施設、個人など市の機関以外のものに対し、改善の措置を講ずるよう要請することです。

（救済委員会への協力）

第 20 条 市の機関は、救済委員会の活動に対し、支援しなければなりません。

2 市の機関以外のものは、救済委員会の活動に対し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

救済委員会の活動を実効性のあるものとするため、市はその活動を支援し、市の機関以外のものは協力することを規定しています。

（相談及び救済の申立て）

第 21 条 何人も、子どもの権利の侵害について、救済委員会に対し、相談及び救済の申立てを行うことができます。

2 救済の申立ては、文書又は口頭で行います。

【解説】

誰もが子どもの権利の侵害について相談及び救済の申立てをすることができることや申立ての方法を規定しています。

（相談員の設置）

第 22 条 救済委員会の活動を補佐するため、北広島市子どもの権利相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関する分野において識見を有する者のうちから市長が任用します。

【解説】

救済機関は、3名の救済委員で構成する救済委員会と相談員によって組織されます。

子どもの権利侵害に関する相談は、まず、救済委員の活動を補佐する相談員が受けることとなります。相談員は、救済委員会の指示により、相談以外に調査や調整の活動を行うこともあります。

第6章 施策の推進

【解説】

この章では、子どもの権利を保障するために、総合的な推進計画の策定などについて規定しています。

(関係機関等との連携)

第23条 市は、救済委員会によるもののほか、子どもの権利の侵害の防止、相談及び救済について、関係機関等と連携を図り、必要な措置を講じるよう努めるものとします。

【解説】

いじめや児童虐待など深刻な権利侵害により、悩み、苦しんでいる子どもがいます。一行政機関だけの対応では困難であり、官民含めた関係機関（教育委員会、施設関係者を含む。）との連携のしくみをつくり、北広島市全体で子どもの権利を侵害する問題に対応する強い姿勢を明らかにしています。

(施策の推進)

第24条 市は、子どもにとって最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利について必要な施策を推進するものとします。

【解説】

市は、保護者等の支援を通して子どもの権利を保障し、子どもの育ちを支えることを規定しています。

(推進計画の策定)

第25条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北広島市子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。

【解説】

条例が制定されたことのみで子どもの権利が保障されることはありません。大切なのは、条例に基づいて取り組まれる施策が、真に子どもの権利を保障することにつなげていかなければならないということです。

ここでは、子どもの権利の保障を施策として市が計画的に推進するため、「北広島市子どもの権利に関する推進計画」を策定することを規定しています。

第7章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利推進委員会の設置)

第26条 市は、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、北広島市子どもの権利推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を置きます。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議します。

(1) 推進計画の策定又は変更に関すること。

(2) 子どもの権利に関する施策の実施に関すること。

3 推進委員会は、委員10人以内で組織します。

4 推進委員会の委員(以下「推進委員」といいます。)は、人権、福祉、教育等の子どもの権利に関する分野において識見を有する者及び公募に応じた市民のうちから市長が委嘱します。

5 推進委員の任期は、3年とします。ただし、推進委員が欠けた場合における補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

子どもの権利に関する推進計画の策定等について審議する「北広島市子どもの権利推進委員会」の設置、審議事項、委員の選任方法、任期等について規定しています。

第8章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

【解説】

「この条例の施行に必要な事項」とは、条例に基づいて施策等を行うにあたって必要な具体的事項を指します。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行します。ただし、第5章、第25条及び第7章の規定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行します。

【解説】

附則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を定めています。